

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに、医療給付費の見込みなどに基づいて、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。

令和6年3月27日（水）に開催した「令和6年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会」において、令和6・7年度の保険料率が決定されました。（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

令和6・7年度の保険料率（算定時比較）

	R6・7年度	R4・5年度	差引（増減）	
均等割額	45,900円	43,100円	2,800円	6.5%
所得割率 [軽減用所得割率] ※1	10.08% [9.43%]	8.78%	1.30 ^{ポイント} [0.65 ^{ポイント}]	14.8% [7.4%]
被保険者一人当たり平均保険料	106,423円	94,637円	11,786円	12.5%

保険料額の算出方法（R6・7年度） * 所得等の条件によって軽減措置があります

$$\begin{array}{l}
 \text{年間保険料額} \\
 (\text{上限 80 万円}) \times 2
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{均等割額} \\
 45,900 \text{ 円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割額} \\
 \text{賦課のもととなる所得金額} \times 10.08\% \\
 [9.43\%] \times 1
 \end{array}$$

※1 軽減用所得割率（[]内数値）

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方に対し、令和6年度に限り適用する所得割率

※2 激変緩和措置により、一部の方を除き令和6年度の上限は73万円

以上

（問い合わせ先）

神奈川県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課長 今井 ゆき
保険料係長 野田 暁子
電話 045(440)6710